公安委員会規則第三号）第二十六条の八第一項に規定する合同捜査本部をいう。第三十六条第一項第一号において同じ。）」と、「捜査本部長」とあるのは「合同捜査本部長（同規則第二十六条の八第二項に規定する合同捜査本部長をいう。）」とする。

7　第一項に規定する合同捜査本部が設置される場合における規範第三十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「捜査本部」とあるのは、「捜査本部又は合同捜査本部」とする。

（重大サイバー事案に係る共同捜査）

第二十六条の九　重大サイバー事案に係る犯罪の捜査を効率的に行うため必要があると認めるとき（当該捜査を重大サイバー事案に係る合同捜査により行う場合を除く。）は、関東管区警察局と関係都道府県警察は、共同捜査会議を開き、捜査方針を立て、その方針に基づいて捜査を行うものとする。

2　関東管区警察局は、重大サイバー事案に係る共同捜査を行おうとし、又は終了しようとするときは、あらかじめ（緊急やむを得ない場合においては、事後速やかに）、警察庁にその旨を報告しなければならない。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪統計規則の一部改正）

第七条　犯罪統計規則（昭和四十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した項（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（原票等の作成等） **第三条**　都道府県警察は、犯罪と思料される事件を認知し、若しくは検挙したとき又は次項の規定による依頼を受けたときは、長官の定めるところにより、速やかに原票を作成し、その内容を電子情報処理組織を使用して警察庁へ報告しなければならない。 2　関東管区警察局は、犯罪と思料される事件を認知し、又は検挙したときは、原票の作成及び警察庁への報告を関係都道府県警察に依頼しなければならない。 3　都道府県警察は、第一項の規定による原票のほか、長官が臨時に特別の調査事項に関し、犯罪統計を作成する必要があると認めて指示したときは、速やかに、その指示に係る調査票を作成し、長官の指示する方法により警察庁へ報告しなければならない。	（原票等の作成等） **第三条**　都道府県警察は、長官の定めるところにより、犯罪と思料される事件を認知し、又は検挙したときは、速やかに原票を作成し、その内容を電子情報処理組織を使用して警察庁へ報告しなければならない。 ［項を加える。］ 2　都道府県警察は、前項の規定による原票のほか、長官が臨時に特別の調査事項に関し、犯罪統計を作成する必要があると認めて指示したときは、速やかに、その指示に係る調査票を作成し、長官の指示する方法により警察庁へ報告しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察庁の定員に関する規則の一部改正）

第八条　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（警察庁の定員） **第一条**　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。			
区分	定員	備考	
内部部局			
長官官房	七一六人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	

改正前			
（警察庁の定員） **第一条**　［同上］			
区分	定員	備考	
内部部局			
長官官房	四四四人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	